

令和4年3月18日

海務課（海務・埠頭）における立会職員の勤務形態の変更について

当局海務課（海務・埠頭）における立会業務につきましては、入出港船舶が本市の岸壁へ安全確実に離着岸できるよう、長年にわたり、ポートサービス事業として本市直営により提供してきたところであり、長い歴史の中で、立会対象船舶の見直しを重ねながら、平成11年よりD勤務（6:00～14:30の勤務）を導入し、365日の変則勤務体制に早朝対応の勤務を加え、業務範囲の拡充を図ってきたところですが、

また、平成17年12月以降は、週休2日制の導入による勤務ローテーション（年間総休日数を換算した365日変則勤務体制）を確立してまいりましたが、平成18年度からの現業職員の新規採用の凍結により、365日変則勤務を維持することが困難となったことから、平成30年4月よりD勤務を休止してきたところですが、

このような中、本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による府下の雇用状況悪化に伴う雇用対策の一環として、臨時的な新規採用が認められ、今年度については、海務課（海務・埠頭）において3名の採用を行ってまいりました。

これまでの立会業務に従事する職員については、引船の乗組員などの船舶乗船経験者、もしくは海技職員等の船舶免許保持者を配置してきたところであり、今般のように、立会業務に新規採用者を配置する場合は、船舶関連の知識の習得及び現場での経験が必要となることから、昨年4月以降においては、新規採用者にこれまでの立会職員（経験者）も同行させ、業務の継承期間を設けてきたところですが、

その結果、現在では、知識等の継承も概ね完了し、新規採用者による立会対応も可能となったことから、元の勤務形態に戻すこととし、D勤務を含む土曜日・

日曜日を併せた 365 日の変則勤務形態へと変更してまいりたいと考えております。

なお、新規採用者につきましては、突発的な事象が生じた際のフォローができる対応策についても、別途考慮してまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

実施時期 : 令和4年4月1日(予定)

【変更前】

- ・勤務形態

日曜日・祝日・年末年始を休日とする通常勤務

- ・勤務時間

B 勤 (通常勤務) 9:00~17:30

【変更後】

- ・勤務形態

土曜日・日曜日・祝日・年末年始を休日換算した 365 日ローテーションとする変則勤務

- ・勤務時間

B 勤 (通常勤務) 9:00~17:30

D 勤 (早出勤務) 6:00~14:30